

## 重要・保存版

共催： 民族問題研究所 日韓会談文書・全面公開を求める会

# 国際学術シンポジウム

～ 韓日両国の文書公開から見た

1965年の韓日協定と請求権問題～

日 時・・・2009年12月23日(水・休) 2時～5時  
会 場・・・東京しごとセンターセミナー室

## シンポジスト

国際学術シンポジウム開催の目的と、ソウル開催結果の報告

キム ミンチョル  
**金 敏 喆氏** (民族問題研究所責任研究員) . . . . . P. 3

韓国人個人の請求権問題と韓日間の過去清算

キム チャンノク キョンブク  
**金 昌 録氏** (慶北大学校法学専門大学院教授) . . . . . P. 6

第2次不二越訴訟について

**島田 広氏** (不二越裁判弁護士) . . . . . P. 13

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の運動について

**岩月浩二氏** (名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊弁護士) . . . . . P. 23

二次訴訟 不当判決内容の報告

チャン ゲマン  
**張 界 満氏** (日韓会談文書公開訴訟弁護士) . . . . . P. 30

**司会** イー ヤンス **李 洋秀氏** (当会・事務局次長)      **通訳** ヤン チンジャ **梁 澄子氏** (訴訟原告)

## 司会

韓国の民族問題研究所と、日本の日韓会談文書・全面公開を求める会の共催による国際学術シンポジウム「韓日両国の文書公開から見た 1965 年の韓日協定と請求権問題」これは 12 月 4 日に、同じ題名のシンポジウムがソウルでありまして、この時の資料は入り口で 1000 円で販売しています。関心のある方はお求めください。

全員分の原稿は、ハングルと日本語の両方で載っています。

その中で、金昌録さんと島田弁護士の原稿は、今日の資料にコピーしてあります。これは同じ内容です。

先ほどの総会で、ひとことお話しておきたかったのですが、時間的余裕が無かったので一言だけ報告しておきますと、日韓会談というのは、日本と韓国でおこなわれた外交会談であることは誰もがご存知ですけれども、2005 年に、韓国政府は裁判などの長い闘いによって公開しました。「韓国は公開しないように」と日本の外務省から圧力が掛かっていたのですが、韓国が公開することによって、それでは韓国が公開したのに、日本が公開しないのはおかしいのではないかと、この会は 2005 年 12 月に結成されました。

この文書は、日本と韓国だけではなく、アメリカの国立公文書館にも膨大な量があり、公開されていますが、みなさまにも提供したいというのも、この会の主旨だと思います。

アメリカの文書を一番研究なさったのは、立教大学にいらっしゃる李鐘元<sup>イージョンウォン</sup>先生なのですけれども、今回、先生はこの会の会員になってくださいました。今後はいろいろな催しに先生をお呼びして、アメリカの文書などを紹介したいと思います。

アメリカの文書は、韓国の国史編纂委員会から出版されまして、その 3 巻と 4 巻を既に会で購入し事務局で保管しています。1 巻と 2 巻は一ヶ月先になりますが、みなさん、ご自由に活用していただきたいと思います。

今回のシンポジウムは、12 月 4 日のソウル・シンポジウムを受けてということですから、発表は、金敏喆先生、金昌録先生の順にしたいと思います。

ソウル・シンポジウムには、吉澤共同代表、小竹事務局長、私、それから、京都の太田共同代表も発表しまして、今回もそのままのメンバーで行おうかとも思いましたが、時間が膨大になるし、私や太田さん、吉澤さんの話は今までの総会やシンポジウムで、何度も発表しましたので、今までそういうことの無かった弁護士の方々をお呼びしたわけです。

では、12 月のソウル・シンポジウムを最初から立案、企画して、東北アジア歴史財団の方から資金的な支援を貰い、無事にシンポジウムを成功させた一番の仕掛け人、金敏喆先生から、その経緯と、何のために、どのようにシンポジウムは行われ、その結果はどうなって、また、来年からはどう繋げていくか、ということなどを、お話しいただきたいと思います。

金敏喆先生には、私の通訳が入りますので、20 分くらいでお願いします。他の方々も、20 分くらいでよろしいでしょうか。

## 国際学術シンポジウム開催の目的と、ソウル開催結果の報告

金敏喆氏（民族問題研究所責任研究員）

みなさん、こんにちは。金敏喆と申します。

私が今日のシンポジウムに要請されたのは、韓国で12月4日にシンポジウムを開催したけれども、それを起こすことになった準備段階とか、その経緯を説明してほしいと、言うことでした。

シンポジウムで何が話され、どんな内容が討議されたかは資料集にあります。これを御覧になればお分かりいただけますので、省略いたします。

そういうことを通じて、私がどういうことを提起したかったかということ、問題は三点ありますので説明したいと思います。このことは、きちんと原稿を別に書いて提出しなければいけなかったのですが、なかなかそれが出来ず、口頭で説明することをお許してください。

先ず、韓国社会で日韓会談文書が公開されたのですけれども、公開の背景、何故、公開されたのか、その裏には何があって、どういう人たちの努力で為されて、それがどういう意味を持つのか、そういうことがきちんと韓国社会で評価されていないということ、まず、訴えたいと思います。

運動体側からこの問題を考えた時に、被害者の救済とか、被害者の立場から物事を考えることが一番大事だったと思うのですけれども、いざ文書が公開されると、被害者自身、主人公の問題がどこかへ消えてしまい、分析的、アカデミー的な領域に縮小してしまうような傾向があることに対して、我々は強く不満を抱いていました。

被害者の問題を二つに分析してみようと思うのですけれども、まず一つは、国家権力と個人の権利の問題、国家が何を根拠にして個人の権利を制限するのかという、根本的な問題だということだと思います。

同じことは日本でも言えると思うのですけれども、韓国というのは非常に国家中心の社会なので、この訴訟自体が、普通あり得ないような、とても意味の深い訴訟だと思います。

個人請求権ということは、ご存知のように日韓協定で全てが解決されてしまっているという、そういう結論ばかりが反論として出てくるのですけれども、結論を言う前に、何が話し合われて、何がどう決まって、自分のお金がどこに消えたのかという、根本的な自分のお金、自分の社会、自分の歴史、そういうものを国民として最低限知る権利、そういう一番大事な問題が曖昧になっている、その責任をきちんと問い質す、そういうことだと思います。

従って2005年に韓国で公開されたのですが、公開された後も、そのことについてきちんとした論議が深まっていない、ということですので、この問題を社会に大きくアピールして、関心が集まるよう喚起したかった、というのが目的です。

二番目は、文書の公開と民主主義の問題、そういう観点が今までは弱かったという問題提起です。

これは2005年に韓国が公開する前の話なのですが、公開しろという裁判を起こした

わけですね。一審で勝訴したのですけれども、外交通商部 = 韓国の外務省は、すぐ、控訴するわけですね。控訴する理由というのは、そういうことをすると日韓関係に悪い影響を与える、それから北朝鮮との日朝国交交渉にも邪魔になるという理由を取上げましたが、

しかし、当時の盧武鉉大統領が外交通商部の反対を押し切って、政治的決断で公開したというのが韓国の経緯です。

だからその当時、盧武鉉大統領が強制労働の被害者たちに対して、道義的責任があるだろうということで、強制労働支援法を作る、そういう法律を作る為にも、その裏付になる日韓会談の文書を公開させる、ということだったのです。

被害者の問題はさておいて、全く違う文書公開というそれ自身のシステムの側面から見た場合には、韓国という社会は、まだ依然として限界があり弱い社会です。もし、万一、あの当時盧武鉉大統領が決断しなかったら、高裁から最高裁まで行って、今でも公開は出来ていない、ということは充分考えられるのです。

外交文書というのは、30年を過ぎた文書は公開しなければいけない、という筈なのですけれども、そこには但書きがあって、国家の利益にならないとか、こういう理由がある時には例外があるとかいうのですが、一体、何を以って国家利益というのか。さらに例外理由を決定するのは、外務官僚が握っている、という側面があるのですね。

やはり私は、客観的にみて情報 = 権力 = 力だと思うわけですね。だから官僚たちは、いつも情報を独占し、権力を独占しようとするわけです。

官僚たちから権力の独占を取上げる、ということが民主主義の生育であり、それがシステム化されることこそ、必要であると信じています。

アジアの中では、韓国は文書公開が進んでいる方だと言われている面があるのですが、私は、まだまだ韓国は文書公開の面では後進国だと思っています。シンポジウムを通じて訴えたかった今言った問題が、二番目の提起です。

先ほども申しましたように、韓国で文書公開はされたのですけれども、それに対する評価、特に研究する学者たちの発表内容に対して、私は非常に不満があるのです。

それは、韓国政府はよくやったと、過大評価されているわけですね。私はそのように評価していません。それなのに、日韓協定の内容が公開されたことによって、それに対する評価というものが、マスコミにも間違っただけで伝わり、間違っただけで世論としてどんどん拡散している状況にある、それを何とか防ぎたかったのです。

日韓協定の一番の根本問題を一言で申しますと、植民地主義の清算が出来なかったということなのです。だから屈辱会談と非難されることになるのです。

しかし、文書公開に対する学者達の解釈は、とても異常なものでした。つまり「思ったより外交通商部は、よくやったではないか」と、そういう評価を与えたわけです。

その要旨というのは、官僚たちは一生懸命いろんな資料を集めて、限界のある中でよくやったという評価なのです。

官僚たちが一生懸命仕事をしたということと、日韓協定自身をどのように評価したか、ということとは関係ない問題で、これをごっちゃにして、官僚たちがよくやったと評価さ

れることは、思考の次元からも大問題だと思います。

もともと政治学の学者というのは、そういう側面を持っていたのですが、歴史学の学者がそのような評価をしなければ、私は困りましたし、そのような評価に対して不満を持っていました。

例えば問題を提起するとしたら、文章としては、官僚はこのように一生懸命やることはやったのだけれども、何故、このような政治的妥協の解決をしてしまったのか、だとか、そういうふうを考えなければいけないのですが、話にならないわけです。

そのような視覚をもってシンポジウムを展開し、進行させたのですけれども、そのような意図というものが韓国社会にきちんと伝わったかということ、そのように言えないと思います。

それでも、こういう問題の提起を行うという時限からは、遅きに失したという声はありますけれども、必ず行なわなければならない問題ですので、やはり行う意味はあると思いますし、特に今回は日本と一緒に共同で行うという次元から、そういう方向で行いました。

シンポジウムを開催した結果がどうだったかと言いますと、勿論、残念だったこと、足りなかった面はあるのでしようけれども、問題を提起できたということに大きな意味があったし、日韓で共にそういう場所が生まれたというのは、とても良かったと思います。

既に韓国では、一応全面的に公開を勝ち取っていますので、もう終わった問題になっているのですけれども、だから関心も少し薄れつつあるのですが、日本では墨塗りで隠されたというのがとても多く、それに対して、日本で市民たちが闘って、裁判を起こしている、そういうことがありますので、そういうことを韓国で多く知らせていく、そういうことが我々の活動の大事な目標になっています。

来年、2010年というのは、ご存知のように日本が朝鮮半島を強制的に併合した節目の年ですので、例年に無く日韓関係の問題というのが、非常に社会的な問題として浮かび上がると思います。

その中で、日韓会談文書の公開というものは、両国の市民の運動の成長、及び、その解決に大きく貢献すると思います。

私の個人的な考えですけれども、そういう学問的な分野と、運動的な分野がうまく結合して、良いふうに運動が進んでいくことを希望していますし、そういうことを最後の締めくくりとして、私の報告を終わります。(拍手)

## 司会

どうもありがとうございました。敏喆先生から、民族問題研究所についての説明を、一言、いただきましょうか。

## 金敏喆氏

民族問題研究所は、1991年に出来まして、韓国の過去の清算だとか、未解決の問題に対して研究している民間の研究所で、会員は約6000名です。

この20年間の成果として、この11月に「親日派人名名簿」ができましたし、強制動員の被害だとか、過去事の清算に対して研究しています。(拍手)

## 司会

では、次に金昌録先生にお願いします。金昌録先生は日本に留学され、日本のあちこちで講演されていますので、日本語でお願いします。

この間、ソウルのシンポジウムでお話された「日韓請求権問題」というのは、いつも日本の裁判所が言うように、完全かつ最終的に解決されたのか、されていないのか、本当に分かりづらく、うやむやになっているのですが、その現状だとか、解決策だとか、傾向だとか、みんなが一番関心を持っていて、知りたいところですので、是非、よろしくをお願いします。

## 韓国人個人の請求権問題と韓日間の過去清算

### 金昌録氏（慶北大学校法学専門大学院教授）

下手な日本語ですけれども、要望されましたので、日本語で報告させていただきます。

先ほど金敏喆氏の報告でも挨拶しましたけれども、来年は、韓国と日本の中に併合条約が締結された1910年から、ちょうど100年になります。そういう意味深い年を迎えて、何ができるかということになって、韓国と日本の両国の側からいろんな提案が出始めた、そういう状況だと思います。

その提案の中では、特に経済界から経済交流を深めるべきだという提案もあるようですが、けれども、何よりも、この節目の原因と言える併合という歴史的な事実に関連する清算、これが求められているわけですが、今、韓国では日本の政治家の発言が注目されています。

鳩山総理は11月9日、韓国を訪問し李明博大統領と共同記者会見をし、その場で、積極的に歴史を直視する勇気を持つべきだ、と言いながらも、過去清算のためには日本国民の認識の変化が伴わなければならないので、そう簡単な問題でもないし、時間のかかる問題であろう、そういうふうに発言したと韓国のマスコミは報道しました。

また、つい最近のことですけれども、12月12日に小沢一郎民主党幹事長が韓国の国民大学で学生向けの講演をしました。その講演の中で、韓日関係については、現代史の中で不幸な時代があった、日本国民として、皆さまに謝罪をしなければならない歴史的な事実があったと、そういう話をした。それを報道した韓国の聯合ニュースは、事実上お詫びをしたという報道をしました、

これは流した内容から見まして、どうも漠然たるものでありますし、村山談話を超えるものでは決して無い。だから民主党政権は来年を迎えて、何かやるべきという認識は持っているようすけれども、具体的な対策というものは、まだ用意されていないのではないか、というような推測ができるのではないかと考えています。

一方、韓国の場合は、これはどうも残念なことですけれども、今の李明博政府は、この問題に殆ど関心がありません。鳩山氏との会談の後で、経済界は未来志向的な人的交流や文化交流を深める、そういう話があったというふうな発表をただけです。

これは、盧武鉉大統領とは、どうも立場が違う。先程の敏詰先生の話の中でも出ましたけれども、盧武鉉大統領は文書の全面公開を決断したし、また、韓国と日本の間の問題も、より進んだ解決のためにいろんな提案をしたけれども、しかし、今の李明博大統領はこの問題については関心が無い。

来年は、いわゆる日韓併合から 100 年になる年であると同時に、韓国戦争勃発から 60 周年になる年でもあります。

今の政府は、60 周年のためのいろんな行事を準備しているようです。その為の予算を組んでいると言われてはいますが、韓国併合 100 年のためには、今の次元では何もやる気は無いという状況です。

どうもお互いが合わないという気がするわけですね。盧武鉉大統領はこの問題について積極的に臨もうとした、しかし当時、日本政府は小泉政権であった。ところが、民主党政権は何かやるかも知れないと思われるのに、韓国政府は関心が無いという状況で、非常に残念と思いますが。こういう状況です。

韓国からは、政府の次元ではあまり積極的ではない、日本の場合も十分な、何か具体的な政策を持っているわけでも無い、こういう状況ですから、韓国市民からの要求が、より強く求められている、そういう状況であると思います。

その点と関連して、韓日間の請求権について、個人の請求韓という問題が、どのように扱われてきたかを整理したのが、私の報告書です。報告書に従いまして、簡単に報告させていただきます。

## 1. 問題の整理

みなさんご存知のように、このテーマに関する問題の核心は、「請求権協定」によって何が解決されたのか、特にこれによって、国家の外交保護権だけが解決されたのか、それとも、個人の請求権まで含めて解決されたのかが問題の核心です。

もう少し考えてみますと、そもそも請求権という定義は、一体何だったのかという問題もあります。それらが明確ではないのです。

韓国と日本の両国政府は、日本と韓半島の整理に伴う財政的、人事的諸問題解決のために請求権協定が設定された、という点では、共通の認識を持っていたわけですが、それ以上に請求権というものの性格は一体何なのか、ということに対して充分議論されないまま、協定が出来てしまった。それで後になっても議論が続き、韓日間の過去清算が充分でない、ということが重要な事実である、と言えるわけです。

それでは、日本側の主張はどうだったかというと、1990 年代初めの日本政府の主張は、みなさんご存知のように「日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したのだ」というような、国会答弁があります。

つまり、日韓両国間で、政府として外交保護権の行使として取上げることはできないという答弁でした。

93 年の段階でも「個人のいわゆる請求権というものがあるとすれば、そういう形では存在し得るものである。つまり解決されたのは、国家の外交保護権だけであって、個人の請求権は請求権として放棄されていない」という主旨です。

しかし、2000 年代に入ると、日本政府の立場が変わります。この間にどういう事件があったかと申しますと、90 年代の答弁を聞いて、大勢の韓国人たちが日本で訴

訟を提起したわけです。その数は40件を越えていまして、この訴訟の中で、日本の裁判所、下級審の裁判所が前向きな判決を出し始めました。つまり、原告に有利な判決を出したわけです。

それから韓国人を含めた日本人たちが、アメリカでも訴訟を提起した、という事情がありまして、この時の判決からみて、日本政府の立場がどうも弱くなった、という状況があります。それで日本政府は、請求権協定を全面に押し出して、それに依拠した司法をすることになるわけです。

2000年代に入りますと、韓国市民が請求権に基づいて我が国に請求をしたとしても、我が国はそれに応じる法的義務がないこととなる、というふうな主張を始めました。これらを整理しますと、1990年代は「外交保護権を放棄しただけであって、個人の請求権を消滅させわけではない」というふうに答えていたわけですが、2000年代に入ると韓国市民の請求に対しても法的な義務がないと。

この表現それ自体、どうも曖昧なものですけれども、その差というものは1990年代の場合、「韓国市民個人の請求権そのものを否定したことはない」だったわけですけれども、2000年代に入るとそれ自体を否定し、それも請求権協定によって解決されたということが書いてあるわけです。

この問題に関して裁判で闘われたわけですが、これに対して日本の判決は、私が把握した限りでは二つあります。富山の裁判と名古屋高裁の判決、この二つです。

富山の裁判については、後ほど島田弁護士が言及されるわけですので、名古屋について申しますと、控訴人の主張は「協定により訴えが排斥されることはない」と確信して訴訟関係に入った控訴人らとの関係においては、信義則に反し許されない」

つまり、韓国の被害者たちが1990年初めの答弁を聞いて、我々に権利が有るのだと考えて、裁判を起こしたのだけれども、後になって日本政府が「実は無いんだよ」という主張をすること、これは信義則に反する、これが被害者たちの主張であったわけです。

裁判所は、「被控訴人（国）は、本件協定の締結当時から、請求権については本件協定により最終的には法的救済が得られない状態にあることを主張していたものと認められる」ということで、控訴人の主張を破棄しました。

その根拠というものが面白いのですが、1965年11月、当時の椎名外務大臣の国会答弁ですが、「個人の請求権を放棄したわけではないが、政府がこれを放棄した、あくまでも、政府が在韓請求権というものに対して外交保護権を放棄した、その結果、個人の請求権を放棄した。その結果、個人の請求権というものを主張しても、向こうが取り上げない、その取り上げないという状態を如何ともできない、結論において救済することができない」と、こういうことになる」

つまり、1965年の段階で、既に日本政府は請求権協定によって、個人請求権も消滅したという主張をした。つまり、だから、今になってそういう主張をしても、それは信義則に反するわけではない、というのです。

そうなってくれば、1990年代初めの日本政府の答弁、つまり解決されたのは外交保護権だけであって、個人の請求権を消滅させたわけではない」という、これは何だったのか、これに対して裁判所は「これは、不十分なものであったとの誹りは免れない」と。最初から、個人の請求権も破棄された、同じ話を日本政府はしているのだから、これは



信義則に反しないということです。

しかし、この裁判所の主張は問題があります。

椎名外務大臣の答弁は、韓国にあると主張された日本人の権利に関するものでした。これに対して韓国を占領していた合衆国軍政府による措置がある、その措置があったので、日本人が韓国の裁判所に訴訟を提起しても、韓国の裁判所は、その請求を受け入れることは出来ないであろうと、そういうことだったのです。

従って韓国人の権利の場合は、そういった措置が無かったわけで、そういう措置のあった日本人の請求権に対する椎名外務大臣の発言を、そういう措置の無かった韓国人の請求権に対して適用すると言うのは、これはわが国としては成り立たない、ということであるわけです。

もし、名古屋高裁の主張のように、個人の請求権も 1965 年の段階で解決されたということなら、これは、ただ不十分なものとして処理されるのか、ということが問題です。

韓国人被害者たちが、大勢訴訟を提起したのは、1990 代初めの日本政府の答弁を聞いて、我々に権利があると日本政府が認めた、だからここで訴訟を起こすべきだ、ということになり、高齢にも関わらず、海を渡って訴訟を提起した。それなのに、実はその答弁は誤りだったよというふうなことで、簡単に処理できるのか。高齢の韓国人被害者たちが、日本にまで行って訴訟を提起するようにしたことに伴う日本政府の責任というものがあるのではないかと、というふうに私は思うわけであります。

もっと重要なのは、こういう前提に立脚しますと、日本政府の、その後のお詫びというものは、真実性を失うということになってしまうのです。 -

「協定」の結果、韓国人被害者個人の請求に対して法的義務がない」これが日本政府の 1985 年の立場であったとすると、日本政府は無償 3 億ドルの請求権問題を解決する資金を韓国側に提供した。法的義務は無いのに無償 3 億ドルを提供した。日本政府は請求権問題の法的解決と関連なく、ただ「独立祝賀金」であるというふうに処分しましたけれども、そうであるとしみますと、韓国にとってどういうことになるかと申しますと、「韓国人たちの被害に対して、何もしたことはないけれども、義務もない」という主張なのです。

もう一つ考えてみますと、1995 年段階の村山談話があり、1998 年段階の金大中-小淵共同宣言というものがあって、この二つの談話、宣言を通じて日本政府は、韓半島の支配というものは、痛切な反省と、心からのお詫びを述べるべき損害と苦痛を韓国国民に与えたということを認めたわけです。そういう損害と苦痛を与えたが、それに対して何もしたことはないし、義務もない、そういう主張になってしまうわけです。

日本という国は、こういう損害と苦痛を与えた国なのに、それに対して何もしたことはないのだけれども義務は無い、このような主張をしている国だということです。

韓国側からみると、こういう国との間で、真の友好関係というものが出来るのか、というふうに考えるのであります。

それでは、どうしてこういうことになったのか、これは私の見る限り最たる原因は、植民地責任に対する意識の欠如というものが、基本にあるのではないかとということです。

これは「慰安婦」の中で、今まで「戦争責任・戦後補償」という文脈がずっと使われてきたのですけれども、これとも関係があると思うのですが、「韓国併合に関する条約に基づき、日本臣民とされていたことから、日本国籍を有する日本国民であったことは明らかであるので、日本国民が等しく受忍すべき右、戦争犠牲ないし戦争損害と同視すべきものである」というべきである。」

これはどこに出ている表現であるかといいますと、韓国人が提訴した訴訟に関連する判決文に出ている表現です。

日本の裁判所は、「植民地時代の韓半島の人民は日本臣民であった、だから彼らが日本の内地にあった日本の臣民が被ったような犠牲や損害を受けたとしても、これは当然受忍すべきものである」というふうに見ている、ということです。

これは裁判所の立場ですけれども、ひょっとしたら、この問題に対する意図的な市民団体の考えかもしれない、と私は思います。

つまり、問題は戦争に関わった部分だけである、だから、戦争の後になって、戦争に対して「補償」という観点から韓国の被害者に対して臨んだらそれで充分である、という認識があるのだと思います。これで充分なのか、ということです。

日本政府の、論理的でない主張は、まさに植民地支配というものは、責任をとるという認識が無いのだから、そういった意味で、何故、日本だけが植民地責任をとらなければいけないか、という話が出る筈だと思いますが、「じゃあ、何故、日本は植民地責任をとってはいけないのか、」ということも言えるのではなからうかと、私は思います。

日本の憲法は、そういうことをやりますと書いてあるではないですか。これこそ 1910 年条約の締結 100 年を迎える時に、我々が考えるべきことではなからうか、というふうに私は思います。

具体的な方法ということとは、これから考えるべきだと思いますけれども、まず一番重要なのは、何と言っても被害者の損害を救済すること、これが一番重要であることは言うまでもありません。

裁判所によって、その救済が行われる可能性は殆ど無い、ということが分かったということです。じゃあ終わりか、そうではない、立法にもっと注目すべきであるというふうに思います。

それからもう一点、来年の課題として、植民地責任に関する韓日の共同宣言ができれば一番いいのではないかと思います。これに基づいて過去清算の具体的な活動がやれるなら、それが一番いいだろうというふうに思います。

こうしてみると、日本の裁判というものは、殆ど効果が無いのではないか、という疑問もあり得ると思うのですけれども、実は、私がこういう結論に至ったのは、日本の訴訟の成果であります。日本政府がこの問題をどういうふうに見ているかということが、訴訟を通じて、更に明確になったということが言えると思います。

また、今の段階で何が問題なのか、併合 100 年を迎えて何をするべきかということも今までの訴訟、また、それを支援してきたみなさんの努力の結果、こういうことが言える、その成果に基づいて、もう一歩進むという、そういう年として来年を位置づけたいと私は思っています。

更にもう一点、先ほどの総会の時、この文書公開訴訟に関する判決に対するご説明を聞きながら感じたことですが、韓半島の分断という、南北に分かれているということが、どうも判決の重要な言い訳になっているということ。これは植民地支配と関係があると韓国では今まで主張してきた。

では、すべてが植民地支配の責任なのかという反論があるかもしれませんが、植民地支配から始まり、分断によって、それはまた、植民地支配に対する経過を難しくしている、それを利用してきた面もあると。

1965年の基本条約・請求権協定を締結する過程において、南北分断ということが大きな要因になり、韓国政府がこれぐらいの水準で充分だ、これで済んだというふうに結論を出すことになったのが、分断と関係があったわけであります。

こういう問題まで含めて、来年は歴史を大きな目で見るときかけになるべきではないだろうか、そういうふうに思います。以上です。(拍手)

## 司会

結局、もう日本の裁判所には期待ができないということが、裁判を通じて分かったという結論ですが、この会というのは、日本でも何とか公開させて、裁判に勝つということが目的になっておりまして、第一次訴訟では、あくまでも時間的な問題ですが、歴史的な勝利を勝ち取ったわけですね。

裁判というのは勝訴することが目的ではありますが、裁判自体が大きな運動として世の中に訴えろとか、みんなに知らせろとか、そういう側面も強いと思いますので、16日に、あれだけ見事に惨敗するとは誰も想像しなかったわけで、一部は敗訴しても一部は勝訴しないわけではないだろうと、みんな希望的な観測を持ったわけですが、その件に関しては、後ほど張弁護士から・・・

## 金昌録氏

ちょっと、ちょっと、私が日本の裁判に期待できないと言ったのは、文書公開ではなくて、2003年の段階で最高裁が政策を立てた、方針を立てたというふうに考えられますので、そういう面で裁判所に期待できないということでした。文書公開について言ったのはありませんので、勘違いされていると思います。

## 司会

どうもすみません。ただ、日韓会談の文書は古く、昌録先生は最近の1990年代の請求権の様子を、分かり易く説明していただいて、みんな理解できたと思うのです

けれども、日韓会談の過程でどのような話し合いが行われて、一時、日本政府はフラフラ、フラフラしているわけです。個人請求を払うと言ったり、無理だと言ったりですね。こちら側の有利なところばかり拾っていけば、こちら側の言い分ができてしまう、向こう

側の言い分ばかり並べれば、そのようになってしまし、余りそのようなことをするのは好みでは無いのですけれども、例えば、今度の二次訴訟の墨塗りした場所を推測すれば、例えば「請求権の問題は双方で相殺する」無いことにしてしまう、というのがはっきりあるわけですね。そのあとにまた墨塗りがあるわけで、それに該当するのは何かというと、それは韓国側の文書に「実態が明白になり次第、返還、支払いできるものは、即時実行するという事で合意をみた」とあるのです。1953年6月15日請求権委員会ですね。

そういうことは割と知られていないのです。これは韓国側の文書だから、日本側から出てきたのですけれども、10月には彼の有名な久保田発言が飛び出して、4年間中断されてしまいます。再開してからも、61年頃には、韓国側請求権8項目に対して、日本側は、これは払える、これは払えないということで、こういうものを出しているのです。

具体的に、帰国朝鮮人の税関保護預り金は1,051万200円58銭とあります。韓国側の請求金額は 軍人軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払賃金は、生存者が93万81人、死亡者7万7,603人で、合計3億6,400万ドルです。そして帰国した朝鮮人労務者に対する未払い賃金の供託金2億3700万円という数字が、今回の日本側公開文書1736には出て来ます。

また、今回の日韓会談文書では秘密にしているのに、別の文書が国立公文書館つくば分館にあり、そこには未収金の総合計が2億3,756万4,153円95銭とはっきりと、内訳まで含めて出ています。

そういうことは日韓会談文書には含まれていない、隠されている、そういうものも、まだまだ道義的責任、植民地責任の裏付けとして闘う資料となる気がしていますし、62年になった段階で、今度は日本側の内部文書、これは韓国側では出てこないのですけれども、日韓請求権交渉の今後の進め方というところで、その時の法律が朝鮮の独立を前提にしていなくて、日本国籍を喪失すると請求権が消滅してしまうが、法律はこのような事実を予想していないから、国際連盟に加盟し、韓国人に対しても日本人並みの年金支払いをおこなうという考え方にも根拠があるのだ、というこんな日本側文書があるのですね。

われわれがいつも主張しているような、そういうことを外務省でもきちんと内部で検討していたというのは、われわれの主張が正しいのだという証明にも使えると思います。

## 司会

続いて、不二越裁判の島田弁護士、お願いします。

## 第2次不二越訴訟について

### 島田弁護士

日韓会談文書・全面公開を求める会のみなさんには、文書の公開をしていただいただけではなく、文書の目録をデータファイルにさせていただいたということで、非常に大きな力を得ました。

タイトルの中の請求権というのが140ほどあります。それを見ていきまして、その中で発見したのが、1965年4月6日の外務省条約局法務課、ここが作成した「平和条約における国民の財産及び請求権放棄の法的意味」とありまして、このタイトルに請求権と入れてくれているので、ここが非常に大きなポイントであります。この文書を見つけた時は本当に嬉しくて、涙が出そうになったことを覚えています。

その内容は重要な意味を持っておりまして、まず、出しているところが外務省条約局法務課、まさに条約解釈をおこなう中心となるセクションがおこなった基本的な解釈であるということです。

また、その内容自体が、非常に決定的なものでありまして、これは何を検討した文書であるかといいますと、戦後の日韓関係の大きな問題として、イ・スーマンが策定した平和ラインで漁業を操業した拿捕問題があります。これは日本人の漁船が、韓国側から拿捕されるという、そういう形では被害を受けた、ということをおこなったわけですね。

これをどう解決するかということは、当然、日韓請求権協定の中でも問題になって、合意事項の中でも問題になって、拿捕の請求権も、当然、解釈の中に含まれるのだということが明確に謳われているのです。この拿捕の問題について、日韓請求権協定がどういう効果を持つかを検証した文書が、その文書であります。

その中で、明確に放棄をするのは、国の外交保護権だけだとはっきり書いてあった、外交保護権の話しかしていない、そういうものが発見された。

それを見つけて喜んだ私は、次のキーワードは拿捕だということで、拿捕、拿捕と探しましたら良い文書が引っかかりまして、1965年5月28日付「日韓請求権協定第二条(案)と拿捕漁船問題」が見付かりました。それが先ほどの条約局法務課の検証を受けて、条約局の拿捕問題の見解ということなのですが、ここでもはっきりと拿捕の請求権というのは、韓国の国内法で解決される問題である、だから日本政府としては、韓国にこの問題を請求しても応ずることはできない、ということが書いてあるわけです。

その文書の最後にはこういうことも書いてあるわけです。要するに日韓協定は両国間の権利義務関係を定めるものであるから、拿捕漁船の損害につき、国内別に如何なる措置をとるべきかであるかは、協定で解釈の問題として取上げられる筋合いのものではな

いと言える、ということで、つまり、個人の請求権を国内的にどう処理するかということは、それぞれの国が決めることなので、条約の解釈とは全く無関係ですよ、ということをはっきり言っているわけです。

そういうことでありますから、先ほど何回もお話の中でありましたが、韓国の側は確かに米軍によって処理をされているけれども、日本は全く処理をしていないという状況の中で、こういった解釈をとるとすれば、やはり個人の請求権はそのまま残していく以外にない、という、そういう正式な文書を、まさに日韓協定が締結されても外務省の条約局が認識していたということが明らかになったと、そういう決定的な、重要な文書ですが、みなさんの情報公開の中で出てきたということでもあります。

私は、本当にこのことに対して、みなさんに心から感謝を申し上げたいと思っているわけです。

また、もう一つの日韓協定の資料を紐解く意味として、先ほど申し上げましたように権利濫用という控訴審において、新たな関係では、交渉の中でどのような扱いを被害者たちの権利がされてきたかと言うことを具体的に強調しようということで、これは吉澤先生に本当にお世話になりまして、この公開文書をもとに、必要ごとに意見書を書いていただきました。

結論的には、14年にわたる日韓交渉の中で、被害者の権利というものが実態としてどういったものなのだろうかということ、日韓双方で詰めたというのは、わずか4回の事務レベルの協議でしか、実は無い、ということが明らかになりました。

しかもそれは、政治決着をはかるという形での、政治決着されたあとで、ただ、何も調査しないんじゃないか、お互いにけじめがつかないから、形だけやっておきましょうか、ということで、形だけ4回やったという、それだけのことです。具体的に被害実態をきちんと調査することは、全くやっていない。

交渉過程の文書の検証の中で、そういった意味でも、交渉過程を具体的な交渉文書で明かにした、というのは、本当に日韓協定の解釈、どこまでの範囲に適用すべきものなのか、ということを検討するには、決定的に重要な意味を持っている作業だなあということ、控訴審の資料を通じて感じたわけです。

当初、そういう形では、最高裁判決があるために、なかなか正面切って「この協定がおかしい」とはなかなか言いづらい、と我々も自信が無かったのですが、どんどん調べていくうちに、余りにもひどいということになって、段々、主張ができるようになってきました。そもそも、こんなものは適用範囲から外れているのだという自信を元々よく味わったのですけれども、そういう意味でも、非常に勇気付けられたということであり

ます。

12月16日の文書公開判決自体、非常に残念な結果だということではありますけれども、まだまだ請求権関係の文書で、不開示、部分開示になっているものがたくさんあります。

これが明らかになれば、ますますそういう協定でもって、被害者の権利を秘密裏にしておく不当性はどんどん明らかになってくるというふうに思いますので、是非みなさんと共にこの公開運動をすすめたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）

## 資料：第2次不二越訴訟について

弁護団事務局長（弁護士） 島田 広<sup>1</sup>

### 第1 訴訟の概要

1 女子勤労挺身隊被害者である韓国人女性21名、徴用被害者である韓国人男性1名が、株式会社不二越及び国を被告として、1944年から1945年にかけて被告株式会社不二越（当時は不二越鋼材工業株式会社）の工場に強制連行され過酷な労働を強制されたことに対する未払賃金相当損害金及び慰謝料の支払いと謝罪を求めた訴訟である。

不二越における強制連行・強制労働については、1992年9月に不二越のみを被告とした同様の訴訟（第1次不二越訴訟）が原告3名から提起され、地裁、高裁で敗訴の後、2007年7月に最高裁で被告不二越が原告を含む合計9名の関係者に解決金を支払う和解が成立しており、同様の被害を受けた被害者達をどう救済するのかが問われた裁判であった。

2 2003年4月1日に不二越と国を被告として提訴し、原告8名の本人尋問、国際法学者1名の尋問を経て、2007年9月19日に判決が下されたが、原告全員の請求を棄却（うち1名は請求却下）する不当判決であった。

直ちに22人の原告が控訴し、今年10月5日に結審された<sup>2</sup>。被害者である控訴人らは、来年3月までには判決がなされるものと思われる。

### 第2 被害実態

1 原告らが連行されたのは1944年から1945年のアジア・太平洋戦争末期で、当時原告らは12歳から15歳というまだ幼い少女達がほとんどだったが、その彼女たちに、

<sup>1</sup> 泉法律事務所 日本国福井県福井市宝永4-9-15 910-0004 izumi-smd@law.email.ne.jp

<sup>2</sup> 弁護団は、控訴審の中で、被害者らが何人が高齢のために死亡し、残っている被害者らも高齢化している状況を指摘し、早期に和解により救済が図るよう求めたが、国と不二越は不当にも和解を拒否した。

尊敬の対象であった国民学校の先生や、地方官庁の役人達が、「不二越に行けば上級学校の勉強ができる」「お茶やお花が習える」「お金が稼げる」などの甘言を弄して勧誘し、軍需工場である富山の不二越の工場に連行し、飛行機の部品生産等の重労働を少女達に強制し（夜勤を強制されたものもあった。）賃金も払わなかった、という事件である。

不二越は 1934 年に海軍省指定工場となり、1938 年から翌年にかけて陸海軍共同管理工場の指定を受け、1944 年には軍需工場の指定を受けた軍需産業の中核的企業の一つであり、またアジア・太平洋戦争当時 1089 名という国内最大の規模で「半島女子勤労挺身隊」を動員し、同挺身隊動員のモデル企業として賞賛されていた（ちなみに三菱名古屋工場への「半島女子勤労挺身隊」動員は 300 名であった。）

- 2 終戦まで劣悪な条件下で過酷な重労働を強いられた上に、帰国後も、被害者らは「挺身隊＝慰安婦」という韓国社会に広まった誤解のもとで、親しい友人や家族にさえ自らの苦しい体験について語るができず、夫に挺身隊に参加したことがばれて家庭崩壊に至った例も複数あった（周知のとおり韓国では、学校の教科書や、多数の国語辞典、独立記念館の資料にも挺身隊は慰安婦として説明されている。）
- 3 戦争中だからといってこのような誘拐・拉致まがいの方法による幼い少女に対する強制連行・強制労働が許されるものではない。日本が 1932 年に批准した強制労働条約は強制労働を禁じており、例外的に認める強制労働でさえ健康な成年男性に限定しているため、被告らの行為は明らかな強制労働条約違反であり犯罪として処罰されるべき行為であった。また、日本人の同年代の少女達にこのような誘拐・拉致まがいの方法で強制労働・強制動員された者はなく、民族差別的で犯罪的な行為であったといえる。

### 第 3 請求は棄却したが、強制労働を明確に認定した第一審富山地裁判決

原告らが請求の理由としたのは、民法上の不法行為、債務不履行（安全配慮義務違反）、そして国際法（強制労働条約）上の請求権である。

多数かつ高齢の原告らからの事情聴取は困難な作業であったが、弁護団が何回も韓国を訪問して膨大な時間と労力を使って原告の陳述書をまとめ、裁判所に提出し、入念な準備のもとに 8 名の原告について日本の法廷での本人尋問を実現し、被害の実態を伝えた。

被告国は、他の戦後補償訴訟同様事実の認否すら行わずに、国家無答責、時効・除斥、そして日韓請求権協定による請求権放棄という法律論だけで、原告らの請求は棄却されるべきだと主張した。

被告不二越は、強制連行・強制労働の事実自体を争い、強制はなかったとか、原告らだけを差別的に取り扱ったものではなく違法なことはしていない、賃金も支払った、などと主張した。



判決は、勧誘の際に多くの原告が欺罔や脅迫を受けたこと、かかる違法な勧誘が被告国の地方の役人、教員等の公務員が関与して組織的になされていたこと、劣悪な環境のもとで重労働が強制されたこと、賃金の支払いがなされていなかったことを認定した。

少女に対する誘拐・拉致まがいの強制連行・強制労働という、恥ずべき犯罪的行為・人権侵害行為が裁判所によって認定され断罪されたことの意味は大きく、不二越のある富山県内や周辺地方を中心にマスコミでも大きく報道された。被告らには問題解決の責任を果たすことが求められる。

#### 第4 控訴審について

1 控訴理由の骨子は以下のようなものである。

(1) 日韓請求権協定は国家間の外交保護権放棄の規定であること

日韓請求権協定の解釈については、日本政府は1965年の締結当時から2000年に説明を変更するまで一貫して国家間の外交保護権を放棄するものであって個人の請求権を直接処分するものではないとの説明を行ってきた。

また宮沢喜一首相の時代には、宮沢首相自ら1992年1月の訪韓前に韓国の報道機関の取材に答える中で、韓国国民が日本の裁判所に損害賠償請求訴訟等を提起することは可能との説明を行っていた。

一方の締約国である韓国でも、1990年代の韓国外務部長官の国会答弁や2005年8月に韓日会談文書公開後続対策関連民間共同委員会が明らかにした解釈において、日韓請求権協定で放棄されたのは外交保護権であるとの解釈がとられている。

こうした経緯と、サンフランシスコ平和条約14条(b)のように「放棄する」との表現を避けた条文の体裁からして、日韓請求権協定は国家間の外交保護権放棄の規定と解すべきである。

(2) サンフランシスコ平和条約の「枠組み」が日韓請求権協定に及ぶとしたことの不相当性

一審富山地裁判決は、日韓請求権協定が戦争賠償について一部賠償を放棄したサンフランシスコ平和条約の「枠組み」にしたがう趣旨のものであるとして、日韓請求権協定第2条第1項・第3項の請求権放棄について、サンフランシスコ平和条約14条(b)の請求権放棄(この条項は、2007年4月27日の中国人強制連行西松建設事件最高裁判決により、被害者らの補償を受ける権利を強制力を持たない自然債務にするものだと判示されていた。)と同様、この請求権放棄により日本の国や企業にはもはや被害者個人からの請求に応ずる法的義務はないと主張できる、と判示している(なお、名古屋三菱女子勤労挺身隊訴訟についての名古屋高等裁判所2007年5月31日判決も同旨であり、同行当裁判所判決について最高裁判所は、1008年11月11日に形式的な判断により被害者らの上告を退けた。)

しかし、韓国が日本と戦争状態になかったことを理由にサンフランシスコ講和会議への出席を拒否されたことは周知のとおりであり、締約国でなく連合国にも含まれないとされた第三国である韓国に対してサンフランシスコ平和条約が何らかの法的拘束力を及ぼすことは、国際法の基本原則上あり得ない。

また、サンフランシスコ平和条約は国家間の戦争状態を終結させ戦争賠償問題等の戦後処理を行う条約であるのに対して、日韓請求権協定は戦争賠償に関するものではなく（このことは日韓交渉の席上日本側によって繰り返し主張されていた。）、国家の分離独立に伴う財産処理を行う条約であって、両者の法的性格が全く異なるものであることは、日韓請求権協定締結時の国会での議論をみても明らかである。

この点で、全く法的性格の異なるサンフランシスコ平和条約の「枠組み」を日韓請求権協定の解釈において持ち出した一審富山地裁判決は、国際法解釈において初歩的な誤りを犯している。

### （３）日韓請求権協定は直接適用を予定していないこと

日韓請求権協定の解釈の変遷は上述のとおりだが、条文上も「放棄する」という明確な文言を用いたサンフランシスコ平和条約第１４条（b）と異なる表現が用いられており、あえて従前からの請求権放棄条項の定式を避けたと思われる。

また、合意議事録２項（e）<sup>3</sup>には請求権について日韓双方において国内法による「措置」がとられることを予定した規定が存在している。

したがって、日韓請求権協定には、直接適用により個人の請求権に法的効果を及ぼすのに必要な規定の明確性の要件を欠いており、直接適用が予定された規定とはいえない。

### （４）請求権放棄主張は権利の濫用であること

国際法上の重大な人権侵害や人道法違反の被害者、国際法上の強行法規（ユス・コーゲンス）に違反する違法行為の被害者については、加害国を免責する条約は無効とする国際法上の法理が確立されており（ジュネーブ４条約共通条項，ウィーン条約法条約 53 条，60 条）、最近では、国連人権小委員会が 1999 年 8 月 26 日「武力紛争下の組織的強姦，性奴隷および奴隷類似慣行」に関する決議 1996 / 16 を採択し、特に重大な人権侵害である軍隊慰安婦等の武力紛争下の組織的強姦等の性暴力被害者の補償を受ける権利は、平和条約等によっても消滅しないことを明確にしている。さらに、2005 年 12 月 16 日、国連総会が採択した「国際人権法および国際人道法の重大な違反による犠牲者の救済・補償の権利に関する基本原則およびガイドライン」において、国際人権法又は国際人道法の重大な違反により精神的苦痛や経済的被害を被った被害者とその家族らは個人の尊厳と人権を尊重され人道的に扱

<sup>3</sup> 「（e）同条 3 により執られる措置は、同条 1 にいう両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。」

われなければならず、行政、立法と並んで司法において、原状回復、金銭賠償、治療及び満足を含む被害者の効果的救済が図られるべきであるとされている<sup>4</sup>。

強制労働は、国際法上絶対に許されない国際法上の犯罪行為なのであり、強制労働被害者の救済を受ける権利が奪われてはならず、日韓請求権協定の請求権放棄条項をこうした本件の請求権に適用することは許されない。

また、日韓請求権協定の締結前の外交交渉においても、少女らを誘拐・拉致まがいの方法で連行した勤労女子挺身隊や軍隊慰安婦等の重大な人権侵害被害者の救済について議論された形跡はなく、これらが請求権放棄の対象として具体的に想定されていたとも考えられない。

したがって、仮に日韓請求権協定が個人の一般的な請求権については効果を及ぼすものと解釈したとしても、日本が組織的に行った国際法上の犯罪行為の被害であり重大な人権侵害被害である本件について、加害者である国と不二越が日韓請求権協定の請求権放棄による免責を主張することは、権利濫用であって許されない。

このほか、日韓請求権協定が個人の請求権を放棄するものであるとすれば個人の財産権を保障した憲法29条に違反していること、国による日韓請求権協定の解釈変更は禁反言に反していること、強制労働条約に基づく強制労働被害者の救済は国際法上の義務であることなどを控訴理由として主張しているが、紙幅の関係で割愛する。

## 第5 控訴審の審理と「3つの援軍」

### 1 控訴審の審理

控訴審では、日韓請求権協定の締結過程において女子勤労挺身隊等の人権侵害は何ら考慮されていないことを証明するために、日韓近現代史の研究者であり日韓交渉史について著書のある日韓関係の歴史学者である吉澤文寿新潟国際情報大学准教授に意見書を作成していただくと共に裁判所で証言していただいた。吉澤准教授は、利用可能な日韓会談関係文書を精査しても、15年にわたる日韓交渉の中で、女子勤労挺身隊被害については全く考慮がなされていないことを明らかにした、

また、一審の富山地裁でも証言いただいた五十嵐正博神戸大学教授に再度意見書と証言をお願いし、一審判決による日韓請求権協定の解釈が国際法上成り立ち得ないものであること、国際社会は被害者の救済を強く求めていることを、具体的に明らかにしていただいた。

控訴審において、国と不二越からは、簡単な反論があったものの、上記2人の承認が明らかにした事実や、後述の外務省内部文書に関する具体的な反論は一切なく、控

<sup>4</sup> なお、上記国連小委員会決議及び国連ガイドラインの採択は、いずれも日本の軍隊慰安婦問題が国際社会に与えた衝撃をその端緒の一つとするものであり、それだけに日本にはこれを重く受け止め尊重することが求められている。

訴人側が国や不二越を圧倒する形で審理が終結したといえる。

## 2 文書公開で明らかになった外務省内部文書

控訴審の審理の過程で、日本の外務省が日韓請求権協定締結の直前に同協定による請求権放棄が日本の個人の請求権にいかなる効果を及ぼすかを検討した内部文書が発見された。

2005年8月の韓国における日韓会談韓国側文書の全面公開に触発されて、日本でも日韓会談の日本側文書公開を求める運動が進められ、これまでに6次にわたり文書公開がなされて貴重な資料が入手できるようになった<sup>5</sup>。特に2008年に請求権関係の重要な文書がいくつか公開され、その中に、日韓請求権協定における請求権放棄は国の外交保護権を放棄するものであり、個人の請求権については各締約国の国内措置によって処分がなされるものである（協定が直接処分するのではない）旨の説明がなされている外務省条約局の内部文書が含まれていた<sup>6</sup>。

上記各文書は、いずれも日本人個人の韓国政府に対する損害賠償請求権が日韓請求権協定によって直接影響を受けるものではなく、したがって日本政府がこれらの個人に補償の責任を負うものではないことを説明するために作成されたものと思われるが、日韓請求権協定の請求権放棄の効果を日本人と韓国人で区別して片面的なものと解釈することはできないから、こうした外務省の内部文書の見解にしたがえば、同協定の請求権放棄は全体として国家の外交保護権のみを放棄するものだとして解釈するほかない。

原告（控訴人）側はこの内部文書を五十嵐正博教授の意見書と共に書証として提出し、改めて日韓請求権協定は外交保護権のみを放棄したものであると主張したが、この点に関して国も不二越も全く反論をなし得ていない。

## 3 イタリアにおける被害者救済の前進

イタリアは、ドイツの同盟国であったが第2次世界大戦末期には同名から離脱してドイツに宣戦布告し、ドイツがイタリア北部に進行する事態となって、パルチザンによる抵抗が展開され、これに対してナチスドイツによる住民虐殺が各地で生じた。イタリアは1947年に連合国との間に締結した平和条約でドイツに対する請求権を放棄しており、また1961年にはドイツとの間に包括的な請求権放棄規定を含む条約を締結している。

ナチスドイツから被害を受けたイタリア人がドイツに対して損害賠償請求訴訟をイタリア国内裁判所に提起する場合、法的障害は2つあり、一つはこれらの請求権放棄

---

<sup>5</sup> この文書公開は日韓の市民で構成された「日韓市民で作る日韓会談文書・全面公開を求める会」（<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>）の活動によるもので、日韓市民の連帯が生み出した貴重な成果といえる。同会には名古屋三菱女子勤労挺身隊訴訟を支援した人々も多く加わっており、不当な敗訴判決にも屈せず地道に活動し、貴重な成果を勝ち取った人々に改めて敬意を表したい。

<sup>6</sup> 外務省条約局法規課が作成した1965年4月6日付「平和条約における国民の財産及び請求権放棄の法律の意味」、及び外務省条約局が作成した1965年5月28日付「日韓請求権協定第二条（案）とだ捕漁船問題」。

であり、もう一つは主権国家は他国の裁判所の裁判権威服さないという「主権免除」の原則であった。後者については、イタリアイタリアの最高裁にあたる破棄院は、2004年のフェリーニ事件判決以来、これらの請求権放棄は国際法上の犯罪行為の被害には及ばないとして、ナチスによる住民虐殺等の被害者を救済する態度をとるようになった。

条約による請求権放棄について、008年10月21日、イタリア破棄院(刑事第1部)は、注目すべき判決を下した。イタリア北部のディストモ村で起きたナチスドイツによるパルチザン狩りを名目とする200人を超える住民の虐殺について、被害者遺族らが損害賠償を直接の加害者とドイツに損害賠償を求めた刑事裁判における付帯私訴の事件で、上記二つの条約の適用範囲を制限して請求権放棄の効果を否定した控訴院判決を支持し、加害者とドイツ政府に対して損害賠償の支払いを改めて命じたのである。

不二越訴訟の場合は加害国である日本の裁判所に訴訟が提起されているため主権免除は問題とならないが<sup>7</sup>、主権免除という重要な国際法上の原則についても被害者の補償を優先してその適用範囲を限定する判決の登場は、重大な人権被害の被害救済を目指す国際法と国際社会の傾向を一層強く示すものであり、日韓請求権協定もこうした国際社会の意思を無視して解釈してはならないことを教えているといえる。

この判決については日本語に翻訳して裁判所に書証として提出した。

#### 4 真相糾明委員会による報告書

韓国の日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会は、2008年11月に116人の不二越での被害者を含む合計183人の女子勤労挺身隊被害の調査を韓国全体で展開し、その結果を報告書にまとめた。

それまで、1次訴訟、2次訴訟を通じても被害を申告した被害者は30人に満たず、いわば点でしかなかった被害が、韓国全国にわたって面をなして広がっているものであることが明らかになり、また日本の国と企業が一体となって組織的に被害を発生させていたことが調査の結果浮き彫りになっており、被害者救済の必要性が一層明確となった。

吉澤文寿准教授の意見書により、この貴重な調査結果が裁判所に報告されており、この点が裁判所の判断にどう反映するかが注目される。

## 第6 今後の展望について

- 1 上記の通り控訴審の審理過程全体において、原告(控訴人)側は効果的な主張立証を行い、裁判所も五十嵐正博教授及び吉澤文寿教授の2人の学者証人を採用し、原告(控訴人)の主張に対して一定の関心を示し、主張立証においては控訴人側が国と不二越を圧倒して審理が終結した。

---

<sup>7</sup> この点はむしろ、韓国国内の裁判所に対して日本の国を被告として提訴する場合に参考になるかもしれない。

戦後補償訴訟に対する日本の最高裁判所の態度が極めて政治的なものだけに予断は許さないが、日韓交渉についての秘密文書の開示という新たな展開のもとで迎える初めての判決であり、少なくとも日韓請求権協定についての不合理な解釈は是正できると確信している。

- 2 訴訟の帰趨のいかんにかかわらず、被害者らがいずれも高齢化している中で、被害の事実をいかにして後世に伝えていくかが課題となっている。特に、多くの日本の良心的な教育関係者の努力にもかかわらず、日本の若い世代には日本の韓半島に対する植民地支配の実態が十分伝えられていないことは、今後の日韓関係の発展にとっての重大な懸念材料である。この点で日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会による地道な調査がさらに継続され、その調査結果が日本の若い世代にも利用可能な情報ソースとして公開されることを期待している。 以上

## 司会

我々の、この会の活動の中で、結局、外務省が墨塗りにしたといっても6万頁を公開させたわけですから、墨塗りの内容に関して、今年のシンポジウムで、私も対照表を持って来て、頭隠して何とか隠さずとか、出しっ放しとかと言った覚えがありますけれども、裁判で勝てるか勝てないよりも、闘うエネルギーを提供できているなどということに対し、やっぱり、やり甲斐を感じていますし、嬉しいとも思います。

## 司会

次に、三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の運動について岩月弁護士にお願いするのですが、この裁判は、本当は最高裁で負けているわけだから、本来、これで運動は終わっているはずですが、それが毎週々々、品川駅前の金曜デモにつながって、それを見に韓国から来た光州の市民たちが、それを見て立ち上がって、10万人の署名を集めるとかいうふうになっています。

その上、毎日々々、光州の三菱自動車前の不買デモに繋がってつなげていくとか、一番元気に活発にやっている、そういう不思議なところですよ。（会場内爆笑）何故そんな元気が出てくるのでしょうか。

## 名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の運動について

### 岩月弁護士

訴訟は完全に敗訴確定した名古屋の、けれど、弁護団は残っている弁護団の岩月です。

昨年の11月11日に、最高裁の不受理決定、上告を受理すべき理由が無いという、ただ、三くだり半の決定が下りて、敗訴が確定したということです。

島田先生のお話につけ加えて、敢えて言えば、まだ、日韓請求権協定によって請求権がどうなったかということに関する最高裁の判決は無いのです。

日中共同声明について、最高裁が07年4月27日にあのような判決をしたことはありますけれども、日韓請求権協定の請求権に関する最高裁の判決は無いわけですから、この文書公開の会が発掘された資料、そして、その資料に基づく不二越第2次訴訟については、まだまだ注目する余地が充分ある、というふうに、その点は明らかにしておきたいというふうに思います。

名古屋の方は、結局のところ日韓請求権協定によって阻まれた、その阻んだ日韓請求権協定に関して、基礎的な事実を明らかにするというのを求めた文書公開裁判で、先日のような結果が出るということは、憤りを禁じ得ません。

現実には、原告達の被害救済を拒む理由にされているものについて、成立の経過について今は歴史的事実となっている筈のものが、まだこの国では明らかにされない、そういう裁判所というものについて、非常に強い憤りを覚えました。

もう一つ、敢えて言えば、今日の資料の中にもありますが、東京新聞が大きく取上げました。それから、ネットで見ている限りでは、共同通信の配信記事を各地方紙は報じているようですね。ところが全国紙は全くこの件について無視している。12月16日判決のことは報じられていないと思うのです。この点はやはり、植民地主義の未清算という問題と深いところで、あるいは繋がっているのかもしれない。メディア自体がこれについて、非常に及び腰になっているのではないかというふうに思いました。

最高裁の日中共同声明に関して出した判断の仕方というのは、裁判所というのは、理屈を付けようと思えば、どういうふうにも理屈を付けるなと思う、屁理屈のいい例だと思います。請求権はあるということを認めているわけです。請求権はあるけれども、裁判所に訴えて実現することは出来ないよと。

ただ、西松建設の付言がいい例ですけれども、西松建設を債務者と呼んでいるわけですね。債務者というのは、請求される資格があるものということなのです。だから請求権はあるけれども、裁判所では実現できない。非常に不出来な屁理屈としか言いようが無い、結論を出そうとすると、そのような無理をせざるを得なかったというのが、最高裁の日中

共同声明に関する理屈ではないかと。

そこに至るまでのサンフランシスコ講和条約と同じ枠組みだとかというような理屈も全く事実と異なりますし、日中共同声明にいたっては、国家間の賠償交渉ということ自体言っていないわけですから、非常に無理に無理を重ねて、棄却という判決をするというのが、最高裁の、西松建設をはじめとする一連の判決だったわけです。

ここではっきりしているのは、これほど無理をして棄却をしているけれども、その屁理屈の中に、結局この問題は解決しなければならないということ、明らかにしているのか、未解決の問題として残っている、ということが明らかにされているということだと思います。現実には西松建設については付言がされたというような展開もあるわけですから、そこを注目していきたいというように思います。

最高裁の、訴える権利が失われたという理屈ですけれども、この理屈の原型は05年2月24日の名古屋地裁の一審判決です。不思議なことに、ここに先に出ているのです。請求権について、裁判所として履行を命じる余地は無いという言い方でありまして、実態的な権利が失われたどうか、ということには全く触れずに、裁判所としては判断が出来るという逃げ方を、05年2月24日にしています。

最高裁判決の原型のような、この判決を書いた裁判官は、最高裁の調査官の経歴が長い裁判官でしたので、最高裁との、何らかの、この時点での調整があったのではないかと、うふうに考えられるところです。

その前年に、西松建設の広島高裁の勝訴判決がありました。その直後に近い時期での、この名古屋地裁の理屈付けまでには、最高裁とのある程度の調整ということを疑わざるを得ないという思いを強くしました。

ちょうど同じ時期に、韓国は日韓会談文書を全面公開するということが起き、何よりも市民の間の運動の連帯をつくるということが非常に重要だと感じたので、小竹さんをお願いをしたら、かくも大変な裁判にみなさまを引きずり込み、弁護士が20人も30人も必要なほどの作業をやっていくというのは、誠に大変なことだと思います。

まして李洋秀さんのやっておられる作業たるや、莫大な作業だというふうに思うのでまことに申しわけないなと思いつつ、ただ、一つ一つの歴史的事実を明らかにしていくということが、何よりもこうした問題の解決の基礎にならなければならない、というふうに思います。

少なくとも名古屋高裁の判決も、強制連行、強制労働という言葉を使って被害を認定し、「個人の尊厳を否定し、正義・公平に著しく反する行為ということで、違法な行為であった」と認定した。



そういうことに立脚して、先ほど李洋秀さんからご紹介のありました三菱重工業の品川金曜行動が為されました。

これは、資料の表に載っております。ご覧いただければ分かると思いますが、支援する会の方々が大変元気にやっておられます。

今でもスタッフ会議には、夜、十数名から二十名くらい毎月集まって、定期的に持たれています。金曜行動は、ちょうど、名古屋高裁の判決が出された後から始まっております。最高裁の棄却決定が出されたのが、第61回と62回の間、11月11日に不受理決定がされています。

むしろ、始めた初期に比べて最高裁の不受理決定がされた頃から、少しずつ参加者が増え続けている、増加傾向にあるということが示されている、ということが見て取れるのではないかと思います。

今日は山川さんいらしてないですけども、みなさんのお力を借りながらやっていく中で山川修平さんが117回、全て参加しているということです。朝8時半から品川駅前、そして場所を移して三菱本社前で宣伝行動を続ける。お天気がいい日ばかりではなくて、暑い日、寒い日、雪の日もあれば雨の日もある、そういう中で、実に粘り強く宣伝しています。

その粘り強く続けてきた結果が、今年1月に入り、ソウルでの勤労挺身隊の問題で、三菱重工前に金曜行動として日本三菱重工業の前に立つという運動が、韓国で始まる、そういった運動を受けて、今年の3月には「勤労挺身隊ハルモニとともにする市民の会」という市民団体が結成されました。

まさに最高裁で負けた後になって、いろんな形で韓国の中でも共感を得て広がっていく、これは、一見無駄なことのようなことをしてきたけれども、いろんな形でみなさんの姿が、大勢の人たちを呼び寄せていくという力だなあとと思います。

「勤労挺身隊ハルモニとともにする市民の会」が光州で結成された、ということが、非常に重要なことだと思うのは、不二越の裁判にしる、三菱の裁判にしる、本当に立ち上がった原告は極わずかなんですね、極わずかであるというのは何故かと言えば、日本に連れて行かれた女性は貞操を汚された女だという見方が根強くあります。そのために、本当は強制労働被害者にもかかわらず、女性であるが故に立ち上がることが出来なかった、そういう方達の方が、はるかに多い、という状況が韓国にあるわけです。

その中で「勤労挺身隊ハルモニとともにする市民の会」が出来たということは、まさに  
ヤンクムドク梁錦徳さんが強制労働被害者として認知されるようになった、ということを含めて、KBS

が取上げたこととともに、一つの大きな前進だったというふうに思います。

韓国の方では、わずか一ヶ月で、例えば 1174 名の署名を、三菱重工の株主総会の翌日に三菱重工業に届けるとか、9月30日に三菱自動車光州展示場の前で、毎日「一人デモ」と称するデモを始めています。「一人デモということで始めたようですが、連日5人から6人ぐらい参加があるというような形で、光州で活動を続けています。

11月3日には、光州市教育委員会が勤労挺身隊問題について、謝罪と賠償を求めるといような決議をしています。

こういった形で、今、韓国の方で運動が広がっていている。日本の方も、この粘り強い「続ける」という行動が、こうした形の共感を呼んで広がっている。裁判には負けましたけれども、まだ、こういった状態が続いているというふうに考えます。

ポイントでいいますと、09年2月27日に提訴10年ということで、原告が来日して要請をするという時には、三菱として何らかの回答を用意するかなのような動きもあったが、その時点ではなかった。

逆にいうと今年の株主総会、6月25日に開かれますが、その前に、6月8日に「ご提案された和解案に応じる考えはない」ということを敢えて告げてきたという段階では、おそらく株主総会前に、もうこれで決着し、突き放して話をしないということにしようとした可能性があるというふうに思いましたけれども、先ほど申しましたように株主総会行動68名参加で成功させる、その翌日には、韓国から2万8174名の署名が出されるということで、結局、三菱重工業として対応せざるを得ないという状態です。

三菱としては何とか断ち切りたいというふうに思っているかもしれませんが、韓国では、ハルモニとともにする会が、10万名署名取り組みしていて、これを株主総会に合わせて提出していく、という方針でやっています。

とにかく、はっきりしているのは、諦めれば終る、しかし、諦めなければ終りはない、というこういうことが言えるかと思えます。

諦めずにやっていく限り、広がっていくものだ、という信念を持ちながら、山川さんと、ハルモニと共にする支援する会の人たちは、毎週、三菱重工業本社前に立ち続けています。

以上、名古屋の報告でした。（拍手）

## 資料：名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の運動について

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊弁護士 岩月浩二

### 1 概要

(1) 提訴 99 / 3 / 1 原告 8 名 (内 1 名遺族原告・訴訟係属中 1 名死去)

被告 国及び三菱重工業

1 審判決 05 / 2 / 24 請求棄却

2 審判決 07 / 5 / 31 控訴棄却

最高裁決定 08 / 11 / 11 不受理決定

### (2) 被害の概略

#### 強制連行・強制労働被害

1944年6月頃、「女学校へ行ける。働いてお金も稼げる」との詐言により、国民学校卒業まもない少女たちを三菱重工道徳工場へ連行し、軍用機生産の過酷な労働を強いた。

#### 解放後の人生被害 「挺身隊言説被害」

韓国では、いわゆる軍「慰安婦」は「挺身隊」として人々に記憶されており、「挺身隊」は、「日本によって汚された女性」を意味した(挺身隊言説)。被害者らは解放後の韓国において、軍「慰安婦」と同様の厳しい差別にさらされ、家庭崩壊など、著しい人生被害を被り、現在もなお、過去を秘匿することを余儀なくされる挺身隊言説被害を被っている。

### 2 1 審判決 (05 年 2 月 24 日)

事実関係の認定はするも法的評価はせず。(「原告らの事情」との標題)

日韓請求権協定で原告らの請求を棄却。

「原告らが、本件協定(日韓請求権協定2条1項、3項によって原告らはこれらについていかなる主張もすることができないものとされている旨を主張する以上、原告らの請求を認容して被告らに対して上記の各請求権についてその履行をすべき旨を命じる余地はない」

### 3 2 審判決 (07 年 5 月 31 日)

- ・日韓請求権協定により、控訴人らの控訴棄却
- ・強制連行であること、強制労働であることを認めた。
- ・東南海地震による死亡、作業中の負傷は強制連行・強制労働によって生じた被

害であると認めた。

- ・ I L O 2 9 号条約に反することを認めた。
- ・ 国家無答責を排斥した  
「個人の尊厳を否定し、正義・公平に著しく反する行為と言わざるを得ず、違法な行為であった」として国の責任を認めた。
- ・ 三菱重工業の戦中の日本との別会社との主張についても、信義則上許されず、強制連行・強制労働について、民法上の責任を負担すべき余地があったとした。
- ・ 解放後の人生被害についても、その深刻さを認めたが、原因行為の中核が戦争中、日本に連れて行かれたことにあるとして、日韓請求権協定の基準日（署名日）以前に生じた事由によるものとして、排斥した。

#### 4 広がる運動と深化する日韓の連帯

- ・ 0 7 年 7 月 ~ 三菱重工業本社前金曜行動（117回）  
強制連行企業責任追及裁判全国ネットワーク協力
- ・ 0 7 年 ~ 0 9 年 I L O に通報。
- ・ 0 8 年 2 月 1 日 人道主義と現実主義に基づく解決の申し入れ
- ・ 0 8 年 7 月 和解骨子案の提示
- ・ 0 8 年 1 2 月 ~ 判決の確定を踏まえ、最終合意協議申入の継続
- ・ 0 9 年 2 月 2 7 日 提訴 1 0 年 原告来日要請
- ・ 0 9 年 2 月 ~ ソウル三菱重工前の金曜行動。
- ・ 0 9 年 3 月 勤労挺身隊ハルモニとともにする市民の会結成。
- ・ 0 9 年 6 月 8 日 三菱重工業「ご提案された和解案に応じる考えはない」
- ・ 0 9 年 6 月 2 5 日 株主総会行動 6 8 名参加。国民救援会協力。
- ・ 0 9 年 6 月 2 6 日 韓国から 2 万 8 1 7 4 名の署名提出。
- ・ 0 9 年 9 月 3 0 日 三菱自動車光州展示場前一人デモ開始（平日連日）
- ・ 0 9 年 1 1 月 3 日 光州市教育委員会 謝罪と賠償を求める決議
- ・ 0 9 年 1 2 月 パンフ第 4 集 「希望の綱を離さない」発行予定
- ・ 2 0 1 0 年へ向けて 韓国 1 0 万名署名取り組み

## 資料

## 東京金曜行動の記録(2007.7.20～2009.12.18)

	月/日	参加人数		月/日	参加人数		月/日	参加人数
第1回	7月20日	6	第37回	5月16日	3	第78回	3月13日	8
第2回	7月27日	5	第38回	5月23日	5	休回	3月20日	会社休日
第3回	8月3日	6	第39回	5月30日	4	第79回	3月27日	13
休回	8月10日	会社休日	第40回	6月6日	6	第80回	4月3日	8
第4回	8月17日	5	第41回	6月13日	3	第81回	4月10日	10
第5回	8月24日	5	第42回	6月20日	7	第82回	4月17日	5
第6回	8月31日	4	第43回	6月26日	9	第83回	4月24日	9
休回	9月7日	(台風)	第44回	7月4日	4	第84回	5月1日	14
第7回	9月14日	4	第45回	7月11日	6	第85回	5月8日	6
第8回	9月21日	6	第46回	7月18日	27	第86回	5月15日	7
休回	9月28日	済州報告会	第47回	7月25日	6	第87回	5月22日	10
第9回	10月5日	4	第48回	8月1日	6	第88回	5月29日	11
第10回	10月12日	5	第49回	8月8日	4	第89回	6月5日	11
第11回	10月19日	4	休回	8月15日	会社休日	第90回	6月12日	6
第12回	10月26日	7	第50回	8月22日	8	第91回	6月19日	8
第13回	11月2日	9	第51回	8月29日	8	第92回	6月25日	68
第14回	11月9日	6	第52回	9月5日	6	第93回	6月26日	19
第15回	11月16日	7	第53回	9月12日	8	第94回	7月3日	5
休回	11月23日	会社休日	第54回	9月19日	6	第95回	7月10日	7
第16回	11月30日	8	第55回	9月26日	18	第96回	7月17日	9
第17回	12月7日	6	第56回	10月3日	7	第97回	7月24日	6
第18回	12月14日	5	第57回	10月10日	5	第98回	7月31日	23
第19回	12月21日	6	第58回	10月17日	6	第99回	8月7日	8
休回	12月28日	年末	第59回	10月24日	10	休回	8月14日	会社休日
休回	1月4日	年始	第60回	10月31日	7	第100回	8月21日	16
第20回	1月11日	6	第61回	11月7日	13	第101回	8月28日	7
第21回	1月18日	4	第62回	11月14日	10	第102回	9月4日	7
第22回	1月25日	6	第63回	11月21日	11	第103回	9月11日	9
第23回	2月1日	33	第64回	11月28日	7	第104回	9月18日	9
第24回	2月8日	5	第65回	12月5日	6	第105回	9月25日	11
第25回	2月15日	4	第66回	12月12日	10	第106回	10月2日	10
第26回	2月22日	5	第67回	12月19日	7	第107回	10月9日	7
第27回	2月29日	5	第68回	12月26日	14	第108回	10月16日	12
第28回	3月7日	5	休回	1月2日	年始	第109回	10月23日	10
第29回	3月14日	4	第69回	1月9日	11	第110回	10月30日	6
第30回	3月21日	5	第70回	1月16日	8	第111回	11月6日	7
第31回	3月28日	5	第71回	1月23日	8	第112回	11月13日	10
第32回	4月4日	5	第72回	1月30日	6	第113回	11月20日	8
第33回	4月11日	8	第73回	2月6日	9	第114回	11月27日	10
第34回	4月18日	6	第74回	2月13日	6	第115回	12月4日	6
第35回	4月25日	7	第75回	2月20日	9	第116回	12月11日	5
休回	5月2日	会社休日	第76回	2月27日	47	第117回	12月18日	9
第36回	5月9日	8	第77回	3月6日	9	合計		1029



太平洋戦争中に朝鮮半島から日本の工場に徴用され、厚生年金の脱退手当金として昨年12月、旧社会保険庁（現在の日本年金機構）から99円の支給を受けた韓国・光州市に住む梁錦徳さん（78）が24日、厚生労働省や民主党幹部を支援者らとともに訪問し、謝罪や補償などを求めた。

### 年金99円支給の女性 来日して補償訴える

「徴用で2年間も働いて賃金も支払われず、苦痛と涙の65年を過ごして受け取ったのがこれだけ。もし、あなたの母や姉が同じ目にあったらどう思いますか」と訴えた。

これに対し、細川副大臣は「私個人の気持ちとしては、本当に失礼な金額だと思う。ご要望は大臣にきちんと伝えたい」と述べた。

国会内で民主党の今野東・副幹事長と面談した際も99円を並べた。今野副幹事長は「不愉快な思いをさせて申し訳ない。誠意ある対応をするよう厚生労働省に伝えたい。一日も早く解決すべき問題だと考えている」と、党として対応を検討する考えを示した。  
(中野晃)

机の上に硬貨99円分を並べて抗議する韓国の梁錦徳さん＝東京・永田町の国会内、中野写す

## 司会

ありがとうございました。続いて「戦後補償裁判と韓日会談文書公開訴訟の意義」について、日韓会談文書公開訴訟の張界満弁護士、お願いします。

## 二次訴訟 不当判決内容の報告

### 張 界満 弁護士

私は在日韓国人3世で、日本の弁護士資格を持っています。主に、在日韓国人に対する差別問題に取り組んできましたが、この公開訴訟の原告である崔鳳泰弁護士に誘われて、弁護団に韓国人の弁護士も必要だということで、裁判の途中から弁護団に加わることになりました。私自身は、在日韓国人の法的地位についての議論について勉強することができればと思います。公開訴訟の弁護団に加わったのですが、今回、請求権と韓日協定に関するシンポジウムということですので、戦後補償裁判と韓日会談文書公開訴訟の意義について、簡単にご説明したいと思います。

## 戦後補償裁判と韓日会談文書公開訴訟の意義

日本国内における戦後補償裁判と言いますと、旧植民地であった韓国・中国・台湾など様々な国の被害者が提起する「日本の戦争責任を追及する裁判」のことを言いますが、今回は、韓国人被害者に関する戦後補償裁判について、簡単にご説明したいと思います。

戦後補償裁判が何故に提起されているのかについて、ここにお集まりの皆さんにご説明する必要はないと思いますが、太平洋戦争後60年以上が経ち、現在もなお、戦争の被害に苦しむ人たちがいるにもかかわらず、あいかわらず、日本の国民一般の意識は、戦争被害に関して「過去の問題である」とか「日本人も被害を受けたのだから我慢しろ」とか、勝手な言い分が世論を支配しています。

しかし、戦争被害を受けた韓国人にとっては、被害が癒される日が来るまで、決して「過去」の問題にはならないのです。

このような被害者の被害回復に関して、いろいろと戦後補償裁判が提訴されましたが、その被害回復を求める心をいとも簡単に踏みにじるために日本の裁判所が採用する根拠が、ひとつは、「時効」であり、もうひとつは、「日韓協定で解決済み」という言い訳なのです。

時効の問題については、国際法上の問題など、その不当性はさまざまありますが、私の発表では「日韓協定で解決済み」という問題について、検討したいと思います。

では、果たして、本当に日韓協定で韓国人被害者全ての戦争被害が補償され、解決されたといえるのでしょうか？

現在も苦しんでおられるご高齢の被害者の方が存在していることをみれば、そんな事実がなかったことは明らかであります。

しかし、この現実に目を向けようとしない日本という国や日本の国民が、真に自らの戦争責任を反省し、被害者らに対して被害回復を図るべきだと思い直すためには、そのきっかけが必要であると思います。

かつて、ドイツのヴァイツゼッカー大統領は「過去に目を閉じる者は、現在に対しても盲目となるでしょう」という言葉をのこしました。

日本という国や日本の国民が現在に対して盲目とならないためには、過去の真実に目を向けなければならない、日韓会談で戦争被害に関する補償につき、どのような話がなされたのか、その真実を確かめることが必要であると思います。

日韓会談文書公開訴訟の意義は、後に述べるように、戦後補償裁判に寄与することもその目的の一つではありますが、韓国及び日本の双方から開示された外交文書等を精査し、それをもとに、日本政府や日本国民だけでなく韓国政府にも反省を促し、日韓両国の市民団体や法曹が一体となって、日本はもちろんのこと韓国においても、戦争被害者に対する政策・立法がなされる契機となることを目的とするところに、その意義があると、私は考えます。

## 韓国人被害者に関する戦後補償裁判の例

1) では、日本における韓国人被害者に関する戦後補償裁判の例をご説明しますと、よく

知られる事件としては 強制連行・強制労働に関する事件、 従軍慰安婦に関する事件、及び B C 級戦犯や軍人軍属に関する事件があります。他にも様々な事件がありますが、時間の都合で全部はご紹介出来ませんので、上記の事件について以下簡単にご説明します。

- 2) なお、日本国内での在日韓国人に対する差別に関する訴訟も、大きな視点からいえば、戦後補償裁判のひとつであるといえます。日本政府は、サンフランシスコ講和条約締結をもって、元日本人であった朝鮮人から一方的に国籍を剥奪しました。210 万人はいたとされる朝鮮人のうち 140 万人程度は帰国したようですが、65 万人程度の在日韓国朝鮮人が日本に残ることになりました。これらの在日韓国朝鮮人には日本国籍がないことで、日本国内での数々の差別が生じていました。戦後補償裁判の前に、在日韓国人の差別撤廃に対する運動や訴訟として 年金問題・ 就職差別訴訟・ 公務員就任権訴訟を簡単にご紹介しておきます。

年金問題ですが、在日韓国人が外国人であるという理由で日本の国民年金に加入出来ず、多くの在日韓国人高齢者が余生を経済的な貧困の中で過ごさなければならなかったという問題がありました。

この問題に関しては、差別撤廃運動がなされ、その後、日本が難民条約に加盟したおかげで、1982 年の改正によって、在日韓国人も国民年金に加入できるようになりました。

しかし、1982 年 1 月 1 日で 60 歳を越えていた高齢者については、救済がなされず、無年金のままで放置されており、完全な差別撤廃には至りませんでした。

就職差別問題ですが、1970 年代頃まで、日本国内での在日韓国人に対する就職差別はひどく、いわゆる大企業は、在日韓国人であるというだけで、その人を雇うことはありませんでした。その中で、大企業である日本の日立という会社に、差別撤廃を求めて訴えたのが日立訴訟です。事件の内容を話すと、それだけで持ち時間を超えてしまいますので、判決の事実認定では、大企業による在日韓国人に対する就職差別が認定されて原告の勝利となり、在日韓国人に対する就職差別が緩和されるきっかけとなりました。

公務員就任権に関する問題については、私も、弁護団の一員として、お亡くなりになった金敬得弁護士と一緒に争った訴訟があります。すでに、差別撤廃運動や訴訟の成果として、地方公務員に関して、在日韓国人にも門戸が開かれるようになったのですが、そうして地方公務員になった人たちに中には、当然に、昇進して行き、次に、管理職になれるレベルまで到達する人も出来てきました。そのような中で、東京都の保健婦に関する管理職への採用試験について、東京都は外国人に受験資格がないと言って、在日韓国人の原告に対し管理職への採用試験の受験を認めませんでした。受験資格を争う事件でしたが、結果は、1 審の地方裁判所では敗訴し、2 審の高等裁判所で逆転勝訴しました。しかし、最後の最高裁判所では「外国人を地方公務員の管理職



にできるかどうかは日本の憲法を始めどの法律でも規律されていないので、地方自治体が勝手に決めていい。東京都は管理職にできないと判断したのだから、その判断を尊重する」として、原告を敗訴させたのです。これは「外国人を煮て食おうが焼いて食おうが日本人の勝手だ」という日本の政治家がよく言う論理で、到底是認出来る論理ではありませんが、ここに日本の裁判所の戦後補償に対する根本的な姿勢があるといえます。

### 戦後補償裁判の争点と判決

- 1) 話しが長くなりましたが、戦後補償裁判に話しを戻したいと思います。強制連行や強制労働に関する事件については、不二越事件の島田弁護士より発表がありましたので、それを参考にして頂ければと思います。

基本的に、裁判所は、強制連行や強制労働の事実があったことを認めても、不法行為の除斥期間(20年)の経過などにより、原告の請求権は消滅したと判断したり、また、未払い賃金については、日韓請求権協定の締結により、在韓韓国人(原告)の日本企業に対する請求権は消滅したと判断したりして、原告の請求を棄却しています。

ここで、未払い賃金に関連して、いまだ解決されていない問題が日本にあることをご紹介しておきます。戦中に日本へ強制連行されてきた朝鮮人や帰国した朝鮮人などに対する企業の未払い賃金があるのですが、韓日協定の締結を予想して、日本政府が支払に備えて企業に対し供託するように指示した結果、約2億円近くの供託がなされ、その後、この供託金は、特別法(供託金の還付請求権が消滅時効にかからないという内容を含んでいます)が制定されて、現在でも、約2億円近くの供託金が日本銀行に眠っています。当然、供託金ですから、権利者である戦中に日本へ強制連行されてきた韓国人やその遺族が支払を求めれば、支払われることになるのですが、一体、誰に対して供託されたのか、誰にもわかりませんので、現実としては、支払われずに眠ったままになっているのです。この2億円は、いわば韓国国民が血と汗を流して築いた財産であり、正確には個人の財産ではありますが、それを完全に各個人に対して還付することは不可能ですので、せめて韓国の戦争被害者全体の補償に充てられないかと考えております。

- 2) 従軍慰安婦訴訟では、従軍慰安婦として強制的に性奴隷とされた被害の回復を争う事件でしたが、日本の裁判所は、従軍慰安婦として強制的に売春させられた事実があったことを認めても、国家無答責の論理や、除斥期間の論理から、日韓請求権協定が発効した1965(昭和40)年から20年経過した段階で、原告の請求権は消滅したと判断して、戦争責任を回避しています。
- 3) BC級戦犯や軍人軍属裁判では、軍人恩給や遺族年金、戦傷病者戦没者遺族等援護法での国籍条項差別を争いました。しかし、日本の裁判所は、救済のための立法措置が望

ましいとしながらも、国籍条項による差別については立法裁量の問題で憲法に違反しないと判断して、やはり、戦争責任を回避しているのです。

#### 甲慰金支給法の制定

第2次世界大戦中「日本兵」として戦いながら、日本政府から一切の補償を拒絶されてきた在日韓国・朝鮮人や台湾出身者に、補償金を支給する法律が制定されました。戦後55年を経てようやく議員立法で実現しましたが、内容は対象者を戦死者・重度戦傷病者に限り、最高400万円を一回だけ支払うというものでした。

「重度戦傷病者」では、日本人なら最も階級が低い「兵」でも傷病の程度に応じ最低約169万円から最高約1000万円が毎年支給され、1953年の現行制度創設以来の受給総額は、一人あたり約1億3400万円から4800万円にも達するのですから、日本人との格差は大きいと言わざるを得ません。

#### 韓日会談文書公開訴訟の意義

「戦後補償問題は、韓日請求権協定で最終的に解決されたのか？」というのが、韓国側の公開訴訟、日本側の公開訴訟を始めるきっかけであったことは先ほどお話ししました。

韓日協定には、2条と3条があります。2条について、日本の裁判所は、個人の請求権をも完全に放棄する規定であると解釈しており、同条の存在を盾にして、戦争責任を回避しつづけてきました。

上記の戦後補償裁判でご紹介したとおり、日本の裁判所は、国家無答責や、時効・除斥期間において問題となる論点について、被害者の請求を妨げる結論を出す最終的な根拠として、韓日請求権協定における請求権放棄規定の存在を出してくるわけです。

つまり、戦後補償裁判で争われていることの本質は、まさに、韓日請求権協定における請求権放棄規定の解釈に関する紛争であったといえます。

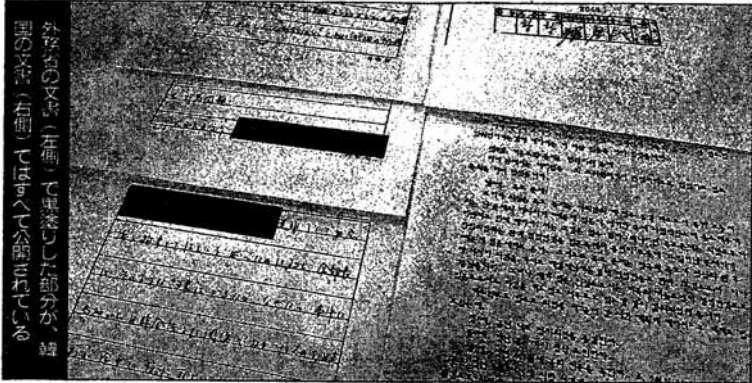
日本の裁判所では、韓日請求権協定における請求権放棄規定を個人の請求権をも完全に放棄する規定であると解釈してきましたが、果たして、それが正しい解釈であったのか、間違っているのか、それは、結局、韓日会談でどのような議論がなされていたかを検討する必要があります。そうでなければ、韓日請求権協定第2条の正しい解釈はできないといえるでしょう。

その正しい解釈を求めるという点が、戦後補償に韓日会談文書の全面公開を求める訴訟が寄与出来る点であり、その意義があると言えます。

そして、正しい解釈を決められないというのであれば、韓日請求権協定には、やり直しを求めることができる条項が3条に規定されておりますので、これに基づいて、韓日両政府が、再度、戦後補償に関して話し合いをもつ必要があると考えていますが、これについては、公開訴訟の次の課題として検討しなければならないと思っています。(拍手)

こちら特報部 FAX 03 (3595) 6911

# 日韓国交文書 黒塗りする外務省



東京地裁は十六日、日韓国交正常化交渉をめぐる外交文書公開に関する訴訟の判決で、日韓両国の研究者や弁護士らが求めた全面開示の訴えを退けた。だが、これまでに外務省が部分開示とした文書を精査すると、韓国側が既に公開した内容も黒塗りされていたことが判明。同省の非公開体質があらためて浮かび上がった。(篠ヶ瀬祐司)

## 変わらぬ非公開体質

「備忘録」が数カ所黒塗 韓国側は〇五年、「金」りされた。同省は、〇八 鍾泌部長・大平外相会談年に部分開示した「日韓 内容報告」で、この会談会談重要資料集「財産」の記録を黒塗りなしです請求権問題」も、同じく べて公開。照会すると、黒塗りにした。黒塗りされた箇所は、大 ところが、韓国が日本 平外相が「(竹島問題より早い〇五年八月に公 社会党の対政府攻撃開した「第五次韓日会談 資料として、いつも取り予備会談 一般請求権小 上げられる難問題の一委員会会議録」では、同 つ」と説明した部分とほ種の備忘録が黒塗りなし ぼ特定できる。ですべて明らかになって 「なぜこんな意味のない。両者を照合する いことをするのか」。日 と、黒塗りされた箇所は 韓双方の公開文書と比「朝鮮電業株式会社、農地開 文書・全面公開を求める発管団」などとみて間違 会」の李洋秀事務局次長 はない。また、日韓両国が領有 を批判する。原告の一人 権を主張する竹島(韓国 で、同会共同代表の太田 名・独島)問題。外務省 修仏教大教授も「韓国側が〇八年五月に部分開示 がすでに明らかにしていした「一九六二年十月二 内容を隠す必要はない十日の大平外相・金鍾泌 い」と全面公開を訴えて 中央情報部長会談におき きた。る大平外相の発言要旨」 だが、十六日の判決で では、大平正芳外相(当 は「韓国政府が開示した時)が、竹島問題を国際 文書から不開示部分を推司法裁判所で扱う旨を申 測すること、行政文書し出た場面で、その直前 の情報が明らかにされる

LINE'S 追跡

## 韓国では公開「隠す意味ない」

のは次元を異にする」との理由で、全面公開の求めは退けられた。 同会共同代表の吉沢文 寿新潟国際情報大准教授 は「次元が違つては 説得力がない。韓国側の 文書は誰でも見られるの だから、対比すれば黒塗 り部分が判明する」と反 発。小竹弘子事務局長も 「鳩山政権は核密約を公 開しようとしているが、 日韓会談文書は全面公開 しようとなし」と指 摘。鳩山政権の情報公開 姿勢に疑問符をつける。 判決は、全面公開しな い理由として、今後の北 朝鮮との国交正常化交渉 が不利になる可能性を挙 げている。 この点について、戦後 補償問題に詳しい高崎宗 司津田塾大教授は「日朝 条約で、植民地支配の清 算問題などの禍根を残さ ないためにも、(日韓の 交渉の経緯を)歴史の教 訓として明らかにすべき だ」と、全面公開を重要 視する。